

TED PartnerHub 利用規約

この規約(以下「本規約」といいます。)は、東京エレクトロン デバイス株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する TED PartnerHub (以下、あわせて「本サービス」といいます。)の利用に関する条件を、当社に本サービスの提供を申し込むすべての契約者(第1章第3条に規定します。)と当社との間で定めるものです。契約者は、本サービスを利用する前に、本規約をよくお読みください。

【第1章：サービス条項】

本章は本サービスに適用される事項を定めるものとします。

第1条（本規約への同意）

1. 契約者は、本規約に従って本サービスを利用するものとし、本規約に同意しない限り本サービスを利用することはできません。
2. 契約者と当社との間で別途定めのない限り、契約者が本規約に同意の上、本サービスのウェブサイトにて本サービスの利用申込に必要な事項を記入し注文書の送信を行い(申込)、当社がユーザーID 情報等を記載した確認書を契約者に交付し又は契約者によるウェブ上での確認書の閲覧を可能にした(承諾)時点で、契約者と当社との間で本規約の諸規定に従った本サービス利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

第2条（有効期間）

1. 本契約の契約期間は、前条第2項に定める申込の日から1年間とし、契約者又は当社のいずれかから期間満了の3ヶ月前までに本契約を更新しない旨の書面による通知がなされない限り、本契約は自動的に同条件で更新され、以後も同様とします。
2. 当社は契約者が本サービスを6ヵ月間利用していない場合は、契約者と協議の上、契約者による本サービスの利用を停止又は本契約を解除することができるものとします。
3. 契約者は、当社に対して1か月前までに事前の書面による通知を行うことにより本契約を解除できるものとします。

第3条（定義）

本契約において使用する用語の定義は次表の定める通りとします。

用語	定義
(1) 契約者	当社に本サービスの提供を申し込む法人、機関等
(2) ユーザー	契約者が承認し、本サービスを利用する契約者の役員又は従業員。
(3) 契約者等	契約者及びユーザーの総称をいう。
(4) 契約期間	契約者と当社が契約を締結してから、契約を終了するまでの期間をいう。
(5) ユーザーID	契約者又はユーザーがサービスを利用する際に使用するID
(6) 認定ユーザー	当社が本サービスの管理者として承諾したユーザー
(7) 提供施設等	本サービスとして当社が提供し、又は当社による本サービスの提供に必要な施設、設備、機器、役務、プロ

	グラム、ソフトウェア及びこれらに付属又は関連するものの総称をいう。
(8) 提供施設等提供会社	提供施設等の提供会社（当社を除く。）をいう。
(9) 対象サービス商品	当社が取り扱うサービス商品のうち当社がサービス提供会社の販売店になって当該サービスを利用できる権利を証する書面又は使用許諾を受けたこと等を証する電子データを契約者等に販売するSaaS等のサービス商品をいう。なお、「対象サービス商品」の機能等を実現するためのソフトウェア等がある場合これを含むものとします。対象サービス商品の種別などその詳細は当社が指定の上「本サービス」において掲示するものとする。
(10) 商品取引機能	本サービスを利用して当社が契約者及びユーザーに提供する対象サービス商品を当社へ発注する機能、発注後の状況を確認できる機能等をいう。
(11) 代理店承認機能	当社が契約者に代わり、本サービスで対象サービス商品を注文することをいう。
(12) サービス提供会社	当社が対象サービス商品を仕入れる会社をいう。
(13) 開通日	契約者等が対象サービス商品の利用を開始できる日として、当社又はサービス提供会社が指定する日をいう。
(14) 顧客	本サービスを利用して契約者等が購入した対象サービス商品を、契約者等より購入の上、対象サービス商品を利用する個人又は法人をいう。

第4条（利用条件）

1. 本サービスは、契約者自身の業務における利用を目的として提供されるものであり、本サービスが契約者又はユーザーに対して提供するハードウェア、ソフトウェア並びにコンテンツを第三者に販売することその他商業目的で使用することはできません。
2. 契約者は、本サービスを、ユーザーに対してのみ使用させることができるものとし、書面による事前の合意無く、その他の第三者に対して使用させることはできません。
3. 契約者は、本サービスを利用するユーザーに対し、本規約に定める条件を周知し、これに従わせるものとします。

第5条（アカウント情報）

1. ユーザーID は、当社が定める方法及び使用条件に基づいて、当社が契約者に対して付与するものとします。
2. 契約者は、ユーザーID を適切な方法によって厳重に管理し、その使用について一切の責任を負うものとします。契約者のユーザーID を利用した行為があった場合には、当社はこれを契約者自身による行為とみなすものとします。
3. 契約者は、ユーザーID を紛失し、第三者によって不正に使用され、又はそれらの可能性が生じた場合には、遅滞なく当社に通知するものとします。
4. 当社は、ユーザーID の不正利用によって契約者に生じた損害について責任を負いません。

第6条（ユーザーの追加）

認定ユーザーは、自己の責任において、他のユーザーに対し、本サービスの利用に必要な

ユーザーIDを追加発行し、管理することができます。

第7条（監督責任）

1. 契約者は、本サービス利用に関して、ユーザーが本規約を遵守するよう監督するものとし、ユーザーへの意思表示、通知、その他一切の行為について責任を負うものとします。
2. 契約者は、ユーザーによる本規約の違反を認識した場合には、当社に対し、速やかに通知するものとします。

第8条（ご利用環境の整備・維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にてユーザーの設備を整え、本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してユーザーの設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者の設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社はユーザーに対して本サービスの提供義務を負わないものとします。

第9条（売買取引）

1. 発注権限を有する契約者及びユーザーは、本サービスの商品取引機能を利用して当社に対象サービス商品を注文（新規発注、更新、種別の変更、数量の変更を含む、以下単に「注文」という）することができるものとし、その注文要領は、別途当社から提示する利用マニュアルに記載の通りとします。
2. 契約者等から当社への商品の注文は、契約者等が利用マニュアルに基づき対象サービス商品の注文情報を作成し、その内容を確認の上「登録ボタン」をクリックすることにより行うものとし、この「登録ボタン」をクリックした時に当社宛に注文書が発信されたものとします。
3. 前項に関わらず、契約者等が代理店承認機能を利用した場合は、当社が上記の「登録ボタン」をクリックした時に当社宛てに注文書が発信されたものとします。
4. 契約者等は、前二項の注文情報の発信後は、注文情報の変更ないし撤回をすることはできないものとします。
5. サービス提供会社が開通日までに対象サービス商品の契約者等、当社或いは顧客への提供条件を変更ないし提供をとりやめた場合、若しくは当社が契約者等に対して対象サービスの提供が困難であると当社が判断した場合には、当社は契約者等に通知の上、注文情報の変更又は、注文を承諾しないことができるものとします。
6. 契約者等からの注文情報に対して、当社がこれに承諾する場合、所定の手続を実施の上、注文情報で指定された対象サービス商品につき、その開通日を契約者等に通知するものとし、開通日をもって当社と契約者等での売買の個別契約が成立したものとします。
7. 契約者等が希望する開通日が、注文情報の当社への送付時より対象サービス商品毎に当社が別途指定する期間を超える場合、当社は契約者等に対して注文情報で指定された対象サービス商品を販売する義務を負わず、開通日までに契約者等に通知の上、注文情報の変更又は、注文を承諾しないことができるものとします。
8. 当社が納入した対象サービス商品につき、注文書のデータと当社が納入した対象サービス商品の納入先、数量、品種等の相違が問題になった場合の照合は、当社のサーバー上のデータが正しいものとして照合するものとします。但し、契約者等が当社のサ

ーバー上のデータが誤りであることを立証した場合はこの限りではないものとします。

9. 契約者等は、対象サービス商品を利用するために適用される条件等（以下「利用条件等」といいます。）を遵守するものとし、顧客に対象サービス商品を利用させる場合には、当該顧客に対しても利用条件等を周知し、これを遵守させるものとします。利用条件等は、別途本サービス上に掲載する方法のほか、当社から契約者等又は顧客に直接通知する方法により提示することができるものとします。また、対象サービス商品の利用にあたり、サービス提供会社その他の第三者が定める条件等への同意その他の手続が必要となる場合、契約者等は（顧客に利用させる場合には当該顧客に同意させることを含め）遅滞なく当該手続を完了させるものとします。契約者等が開通日までに当該手続を完了しない場合、対象サービス商品を利用できないことがあり、当社はこれにより契約者等又は顧客に生じた損害について責任を負いません。
10. 当社が対象サービス商品の単価を変更する場合、当社はその単価変更の内容を本サービス上への掲載その他当社所定の方法（電子メールによる通知を含みます。）により契約者等に提示するものとします。当該単価変更後の単価は、当該掲載がされた後に、第2項又は第3項に基づき注文書が発信された注文に適用されるものとします。
11. 対象サービス商品の価格、請求及び支払その他の取引条件（以下「取引条件」といいます。）は、本サービス上の表示、注文画面、見積書、注文確認、請求書その他当社所定の方法により当社が提示する内容に従うものとします。取引条件について別途取り決めが必要な場合は、当社及び契約者等は協議の上、書面又は電磁的方法によりこれを定めるものとします。

第10条（第三者への委託）

1. 当社は、本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を、当社が適当と判断する第三者に委託して行わせることができるものとします。
2. 前項の場合には、当社は、本規約に基づき自らが契約者に対して負うのと同等の義務を当該第三者に課すものとします。

第11条（禁止行為）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって、次のいずれかに該当する行為及びそのおそれがある行為をしてはならないものとします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 本サービスの運営を妨害する行為
 - (3) 提供施設等に過重な負荷を与え、これを滅失、毀損し、又は無権限で利用、アクセスする行為
 - (4) 他人のプライバシーを侵害し、又は他人の名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (5) 他人の特許権、著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (6) 前2号に掲げるもののほか、他人の権利又は法的に保護される利益を侵害する行為
 - (7) 当社が本サービスとして提供するプログラム、ソフトウェア等を複製、改変、編集し、又はリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解読若しくはソースコードの発見を試みる行為
 - (8) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態に置く行為
 - (9) 本サービスを構成するシステム又はデータを破損する行為
 - (10) 他人のID等を不正に使用し、又は自己のID等を不正に使用させる行為
 - (11) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、契約者が禁止行為をしたと判断した場合には、次に掲げる措置を契約者に講ずることができます。
 - (1) 警告

- (2) 本サービスの全部又は一部の提供の停止
- (3) 仕様書に定める措置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当社が適当と判断する措置
3. 当社は、前項各号に掲げる措置を講ずる原因となった事由が解消されたと判断するまでの間、当該措置を継続することができるものとします。
4. 当社は、第2項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者又は第三者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
5. 当社は、第2項各号に掲げる措置を講ずる原因となった事由が解消されたと判断した場合には、当該措置を解除し本サービスの提供を再開するものとします。この場合において当社が本サービスの提供をただちに再開できないと判断したときは、再開日、再開手続きその他本サービスの提供再開にあたって決定することが必要な事項を契約者と協議して定めるものとします。協議が整わないときは、当社の判断で定めるものとします。
6. 契約者がした禁止行為によって当社が損害を被った場合には、当社は契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

第12条（知的財産権の帰属）

1. 契約者及び当社は、本サービスを構成する一切の発明、考案、意匠、著作物（当社が契約者の依頼を受けて契約者のために作成する著作物を含みます。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報に関する、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権、その他類似の知的財産権であって、適用法令に基づき登録又はその他の手続きにより保護されるものを含む一切の権利が当社又は第三者に帰属することを確認します。
2. 当社は、本サービスについて、その正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、特定目的への適合性、第三者の権利を侵害していないことについて一切の保証をしません。

第13条（第三者ソフトウェアの使用条件の遵守等）

本サービスの内容として契約者に提供されるソフトウェアのうち第三者が権利を保有するものについては、契約者は当該第三者が定める使用条件に同意し、これを遵守するものとします。

第14条（本サービスの変更・追加）

当社は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加（以下「変更等」といいます。）することができるものとし、変更等後、契約者が本サービスを利用した場合、当該変更等を受け入れたものとみなされます。

但し、当該変更等によって、変更等前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

第15条（本サービス提供の中止）

1. 当社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。
 - (1) 提供施設等の全部又は一部の保守、工事又は移設を行う必要がある場合
 - (2) 電力会社、通信事業者等のサービス提供の中断により、本サービスの提供が困難になった場合
 - (3) 提供施設等提供会社の都合により、提供施設等の当社への提供が中断された場合
 - (4) 警察、検察、裁判所その他の公的機関より本サービスの提供を中止する命令が発せら

れた場合

- (5) 提供施設等に障害が発生し、本サービスの提供が困難になった場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、運用上又は技術上の都合により、本サービスの一時的な中断が必要な場合
2. 当社は、本サービスの全部又は一部の提供を中止する場合には、事前に、契約者に通知するものとします。但し、緊急を要するときは、事後に通知するものとします。
 3. 当社は、本サービスの全部又は一部の提供を中止することによって契約者又は第三者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

第16条（本サービスの廃止）

1. 当社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
 - (1) 提供施設等の老朽化又は保守の停止、中止若しくは終了又は提供施設等に生じたその他の事情により、本サービスの品質を保持できない場合
 - (2) 提供施設等提供会社の提供にかかる提供施設等について、その提供が終了され、その提供主体が変更され、又は提供施設等提供会社に生じたその他の事情により、当社が本サービスの提供を継続することが困難又は不可能となった場合
 - (3) 前条第1項の規定による本サービスの提供中止の状態が長期間継続し、復旧する見込みがない場合
 - (4) 当社が本サービスと同等の新たなサービスを開始した場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により本サービスの提供が困難になった場合
2. 前項の規定に基づいて本サービスの全部又は一部を廃止する場合には、当社は、契約者に対し、60日以上前に、廃止の範囲及び廃止時期を通知するものとします。
3. 第1項各号に掲げる場合以外の場合であっても、当社は90日以上前に契約者に通知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
4. 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することによって契約者又は第三者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

第17条（契約者の責任）

1. 契約者は、本規約及び当社が別途定める方法により、自己の責任に基づいて本サービスを利用するものとします。契約者の責任には、本サービスを利用して保存したデータを安全に保つために適切なセキュリティ環境を整えること、データのバックアップをとること（次条）などを含みますが、これらに限られないものとします。
2. 当社は、契約者が前項に規定する責任を果たさず、これによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 本サービスの利用に起因して契約者と第三者の間に紛争が発生した場合には、契約者は、自己の責任と費用をもって当該紛争の解決を図るものとします。当該紛争により当社に損害が発生したときは、契約者は、これによって当社が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

第18条（バックアップ）

1. 契約者が本サービスを利用して保存しているデータについては、当社は明示的な合意がない限りバックアップの義務を負わないものとし、契約者が自己の責任に基づいてバックアップを行うものとします。
2. 当社が明示的な合意に基づいてバックアップの義務を負う場合であっても、契約者は、バックアップの義務を免れないものとします。

3. 契約者が本サービスを利用して保存しているデータが滅失又は毀損した場合には、いかなる事情があろうとも、当社はこれを復旧又は修正する義務を負わないものとします。

第19条（本契約終了時の責任）

1. 当社は、本契約の終了後、当社の裁量により次に掲げる措置を講じるものができるものとします。
 - (1) 契約者が保存したデータを消去すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、利用開始時と同一の状態とすること。
2. 当社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者又は第三者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者と第三者との間で紛争が発生したとしても、その紛争を解決する責任を負わないものとします。

第20条（当社の責任）

1. 当社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性、契約者の特定目的の適合性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 当社が当社の責任分界点を定めた場合において、当該責任分界点の範囲外で生じた事象に起因して契約者に損害が発生したときは、当社は、これによって契約者に発生した損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、次のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると判断した場合には、公共の利益のために本サービスの全部又は一部の提供を制限することができ、当社は、これにより契約者又は第三者に発生した損害につき一切責任を負わないものとします。
 - (1) 地震、火災、洪水、暴風、天変地異その他の自然災害が発生した場合
 - (2) 戦争、武力衝突、テロその他の異常事態が発生した場合
 - (3) 電力の供給を確保し、又は公共の秩序を維持するために必要がある場合

【第2章：一般条項】

本条項は本契約全般に適用される事項について定めるものとします。

第1条（連絡・通知）

本契約に基づき行われる通知（本サービスに関する問い合わせ、契約者から当社に対する通知、本規約の変更に関する契約者への通知を含む）は、電子メールその他当社の定める方法で行うものとします。通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第2条（守秘義務）

1. 契約者及び当社は、次のいずれかの場合に、相手方に秘密である旨を明示して提供した情報（以下、「秘密情報」という。）について、厳に秘密を保持し、開示者（秘密情報を開示した当事者をいう。）の書面による事前の承諾なく、被開示者（開示者から秘密情報を開示された当事者をいう。）の役員及び従業員以外の第三者に当該秘密情報を開示、漏洩又は公表してはならないものとします。
 - (1) 本契約の締結、変更又は解除の手続きをする場合
 - (2) 本契約上の義務の履行に必要な場合
2. 被開示者は、秘密情報を次のいずれかの目的のみに使用し、開示者の書面による事前の承諾なく他の目的に使用してはならないものとします。

- (1) 被開示者が契約者の場合には、開示の際にあらかじめ当社によって定められた目的
 - (2) 被開示者が当社の場合には、次のア又はイ
- ア 開示の際にあらかじめ契約者によって定められた目的
- イ 本サービスを契約者に提供する目的（必要最小限度の範囲に限る。）
3. 第1項の規定にかかわらず、当社は次に掲げる者（その役員及び従業員を含む。）に対して、前項第2号ア又はイに掲げる目的の範囲内で、契約者の承諾なく秘密情報を開示することができます。
 - (1) 提供施設等提供会社
 - (2) 本サービスの提供に関して当社が業務を委託している第三者
 - (3) 当社のアドバイザー（但し、弁護士、公認会計士、弁理士、税理士等法律上守秘義務を負っている者又は当社と秘密保持契約を締結している者に限る。）
 4. 第1項又は第3項の規定に基づき、被開示者が秘密情報を第三者に開示しようとする場合には、被開示者が開示者に対して負担する本契約上の義務と同一の義務を当該第三者に対しても課さなければならないものとします。
 5. 被開示者は、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、第2項に規定する目的の範囲を超えて秘密情報を複製してはならないものとします。被開示者は、本項の規定に基づいて複製した複製物を、秘密情報として扱うものとします。
 6. 当社は、法律の規定により、契約者の秘密情報の開示の義務を負う場合には、契約者の秘密情報を開示することができるものとし、この場合の開示には前各項の規定は適用しないものとします。当社は、公的機関への秘密情報の開示によって契約者又は第三者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
 7. 当社は、警察、検察、裁判所、税務署等の公的機関より照会があった場合には、契約者の秘密情報を開示することができるものとし、この場合の開示には第1項から第5項までの規定は適用しないものとします。当社は、公的機関への秘密情報の開示によって契約者又は第三者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
 8. 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報は、秘密情報として扱わないものとします。
- (1) 開示時に既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段によって守秘義務を負うことなく被開示者が入手した情報
 - (3) 開示時に既に公知の情報、又は、開示後に被開示者の責に帰すことができない事由によって公知となった情報
 - (4) 開示者が書面によって事前に秘密情報から除外することを明示した情報
 - (5) 被開示者が、秘密情報と無関係に、独自に開発又は創作した情報

第3条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスに関連して知り得た個人情報について、当社が定めるWebページ（<https://www.teldevice.co.jp/privacy.html>）に則り、適正に取り扱うこととします。
2. 当社は取得した個人情報をAXLBIT株式会社に対して開示することができるものとします。その場合、AXLBIT株式会社による個人情報の取扱いはWebページ（<https://axlbit.com/about/privacy.php>）で定めるところとします。

第4条（解除）

1. 契約者及び当社は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく即時に本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (1) 相手方が本契約又は仕様書に違反し、解除権者が相当期間をもって是正の催告をした

にもかかわらず、当該違反が是正されない場合

- (2) 相手方が差押、仮差押、仮処分又は租税滞納処分を受けた場合
 - (3) 相手方について強制執行、競売、破産、会社更生又は民事再生手続き開始の申立てがあった場合
 - (4) 相手方が支払い停止に陥った場合又はその他の場合であって相手方の信用状態が著しく悪化したとき。
 - (5) 相手方が法令又は公序良俗に反した場合
 - (6) 相手方が本章第7条に規定する確約に違反した場合
 - (7) 相手方が解散、合併、清算又は事業の重要な部分の譲渡を行う場合
2. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく即時に本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- (1) 第1章第15条の規定により、本サービスを廃止した場合
 - (2) 本章第10条に規定する事由により、本サービスを提供することができなくなった場合
3. 解除権者は、第1項及び第2項に規定する解除によって相手方が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 第1項及び第2項第1号に規定する解除権者による解除によって相手方と第三者の間紛争が発生した場合には、相手方は、自己の責任と費用をもって当該紛争の解決を図る。当該紛争により解除権者に損害が発生したときは、相手方は、これによって解除権者が被った損害について賠償する責任を負うものとします。

第5条（損害賠償）

1. 当社は、故意又は重過失により本規約に違反し、契約者に損害を与えた場合、契約者に対し、その損害を賠償します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、たとえ当社がそのような損害の可能性を知らされていた、知っていた又は知っておくべきであったとしても、使用の喪失、収入の喪失、又は利益の喪失を含むがこれらに限定されない、いかなる間接的、付随的、特別、懲罰的又は派生的損害に対しても責任を負わないものとします。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、それぞれ相手方に対し、次に掲げる事項を確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、これらに準ずる者、その構成員又はその構成員でなくなったときから5年を経過しない者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自己の役員が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用して本契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次のア又はイに掲げる行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 契約者及び当社は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、事前の通知なく即時に本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 前項第1号又は第2号の確約に違反する申告をしたことが判明した場合
 - (2) 前項第3号の確約に違反し本契約を締結したことが判明した場合
 - (3) 前項第4号の確約に違反した行為をした場合
3. 契約者は、当社に対し、本サービスを反社会的勢力の利用に供しないことを確約します。
4. 当社は、契約者が前項の規定に違反したと判断した場合には、事前の通知なく即時に

本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

5. 第2項又は前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

第7条（地位の譲渡）

契約者及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。但し、株式譲渡若しくは事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編についてはこの限りではありません。

第8条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社及び契約者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある契約者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第9条（存続条項）

本契約が終了した場合でも、第1章第12条、第13条、第16条第4項、第17条第3項、第19条第2項、第20条、第2章第2条、第3条、第5条、第7条、第9条、第10条、第11条及び第12条は有効に存続するものとします。

第10条（不可抗力）

当社は、天変地異、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、法令、規則の改正、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、本契約又は本サービスの全部又は一部が履行できない場合、契約者に対して、その責任を負いません。

第11条（協議解決）

当社及び契約者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第12条（準拠法及び合意管轄）

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。また、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(ver.1.0 2026.8)